



こんなときには、 こんな手続きを



Q
疑問

私は今年、会社を退職する予定です。まだ60歳になっていないので国民年金に加入するように言われたのですが、必ず加入しなければならないのでしょうか。

A
答え

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人は国民年金に加入しなければなりません。被保険者の種類は働き方などによって次の3種類に分かれています。老後の生活保障や障害を負ったときのためにも必ず加入手続きをしてください。

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
対象者	自営業、学生など	厚生年金や共済組合に加入している会社員や公務員	第2号被保険者に扶養されている配偶者
保険料の納め方	納付書や口座振替などにより個人で納めます。保険料は月額16,540円です（※）	給与から職場の年金制度の保険料を納めています。国民年金保険料を個別で納める必要はありません	配偶者の勤務先に届け出ている場合は、自分で保険料を納める必要はありません
加入手続き	お住まいの市区町村役場に自分で届け出ます	勤務先が年金事務所に届け出ます	配偶者の勤務先が年金事務所に届け出ます

（※）保険料を納めることが困難な場合、保険料が免除または猶予される制度がありますのでご相談ください。

国民年金の加入の種別が変更になったときには忘れずに届け出ましょう。次の表のような場合は変更を届け出てください。

◆第1号被保険者（自営業・学生など）

こんなとき	変更後の種別	届出先
会社員・公務員になった	第2号	勤務先
会社員・公務員と結婚し扶養されるようになった	第3号	配偶者の勤務先

●役場での届出に必要なもの
年金手帳
印かん
離職票（持っている場合）

◆第2号被保険者（会社員・公務員など）

こんなとき	変更後の種別	届出先
退職した	第1号	役場
会社員・公務員と結婚し扶養されるようになった	第3号	配偶者の勤務先

●マイナンバーの利用について
平成30年3月から、これまで基礎年金番号で行っていた各種届出・申請についてマイナンバーで行えるようになりました。
マイナンバーを記入して届書等を提出する際には、通知カードと本人確認書類の提示をお願いします。

◆第3号被保険者（会社員・公務員に扶養されている配偶者）

こんなとき	変更後の種別	届出先
扶養からはずれた	第1号	役場
配偶者が退職した	第1号	役場
会社員・公務員になった	第2号	勤務先

後期高齢者医療制度

● 令和2・3年度の保険料率が決まりました

	平成30・31年度	令和2・3年度	増減
均等割額	56,085円	55,687円	398円減
所得割額	10.83%	10.77%	0.06ポイント減
賦課限度額	62万円	64万円	2万円増

※後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに改定されます。

● 保険料額の算出方法

▶個人ごとの保険料は、加入者全員が同じ金額を負担する「均等割額」と、個人ごとの総所得金額等（※1）に応じて負担する「所得割額」との合計になります。

保険料額 (年額) (10円未満切り捨て)	=	均等割額 55,687円	+	所得割額 $\left(\begin{array}{l} \text{総所得} \\ \text{金額等} \end{array} - \begin{array}{l} 33 \text{万円} \\ \text{(基礎控除額)} \end{array} \right) \times \begin{array}{l} \text{所得割率} \\ 10.77\% \end{array}$
------------------------------------	---	------------------------	---	--

※1：「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

● 令和2年度の保険料軽減措置

▶世帯（※2）の所得額等に応じて、均等割額が軽減されます。

均等割額 軽減割合	軽減後の均等割額 (年額)	軽減の基準 (同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額（※3）の合計額で判定)
7.75割軽減	12,529円	33万円以下
7割軽減	16,706円	「33万円以下」で、「被保険者全員が年金収入80万円以下で、ほかに所得がない」
5割軽減	27,843円	「33万円＋28.5万円×被保険者数」以下
2割軽減	44,549円	「33万円＋52万円×被保険者数」以下

※2：「世帯」とは、4月1日時点の世帯（年度途中で75歳になる方、県外から転入された方等はその時点）が基準となります。

※3：「軽減対象所得金額」とは、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金の場合は、さらに15万円を控除して計算します。

▶後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険（※4）の被扶養者だった人は、均等割額が5割軽減（※5）されます（所得割額は、かかりません）。

軽減後の保険料：年額 27,843円

※4：社会保険とは、協会けんぽ（全国健康保険協会管掌保険）、組合管掌保険、船員保険、共済組合などのことです。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

※5：均等割額の軽減が所得により7.75割軽減、7割軽減に該当する人は、それぞれ7.75割軽減、7割軽減が優先されます。

● 保険料額の通知について

▶保険料額の詳細については、7月に送付予定の「令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」でお知らせします。

《問い合わせ》 鞍手町役場保険健康課公費医療係 ☎ 0949-42-2111（内線 202・205）まで